

文京区生活困窮者エアコン設置緊急支援事業について

1 概要

都が熱中症対策の強化として実施する「低所得世帯向けエアコン設置区市町村等緊急支援事業」(補助率3/4)を活用し、エアコン(以下「エアコン」という)の購入及び設置費用を助成する「文京区生活困窮者エアコン設置緊急支援事業」を実施する。

2 助成対象世帯

以下の要件に全て該当する世帯

(1) 現に区内に居住し、住民登録があること

(2) 次のいずれかの世帯に該当していること

ア 住民税非課税世帯／令和7年度又は8年度の住民税の均等割が非課税である世帯

イ 住民税均等割のみ課税世帯／令和7年度又は8年度の住民税均等割のみ課されている世帯

ウ 児童扶養手当受給世帯

(3) 当該世帯が居住している住宅(以下「自宅」という。)が、次のいずれかの状況に該当すること

ア エアコンを設置していない

イ 自宅に設置しているエアコンが故障等により使用できず、他に使用できるエアコンがない

ウ 自宅に設置しているエアコンが製造年月日から15年以上経過しており、他に使用できるエアコンがない

(4) 賃貸住宅に居住している場合は、エアコンの設置及び設置工事について、家主から承諾を得ていること

3 助成上限額

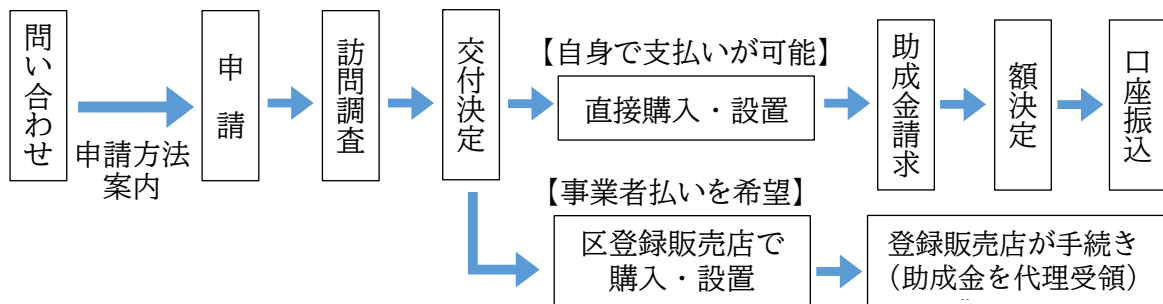
1世帯あたり 10万円 (1世帯1台限り)

※エアコン本体購入費、配送費、設置工事費、撤去及びリサイクル費が対象

※東京ゼロエミポイント事業との併用可

4 助成手続きの流れ

申請者の希望により、いずれかの方法により助成金を口座振込で支払う。



5 周知方法

区報、区設掲示板、区ホームページ、区 SNS への掲載
公共施設及び支援関係機関窓口等にチラシ配架

6 スケジュール（予定）

5月	周知開始、申請受付開始
10月末	申請受付終了
令和9年1月	支給手続き終了

7 その他

生活保護世帯については、都の「低所得世帯向けエアコン設置区市緊急支援事業(被保護世帯)」(補助率10/10)を活用し、個別に対応する。